

「審判便覧の改訂案」に寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方

項番	節	項目	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
1	70-00	4.	70-00「再審」における確定審決等の取扱いと78-00「再審の事例」との接続の明確化について 70-00「再審」4. (1)アでは、不適法な再審請求として、「再審の請求が確定審決又は確定取消決定に対するものではないとき」とされています。 一方、今回改訂される78-00「再審の事例」には、再審請求の時点では原審決が確定していなかったものの、再審請求に対する判断として審決がされた時点では原審決が確定していた場合について、請求時に原審決が確定していなかったという瑕疵はその後の確定により治癒され、その瑕疵を理由として再審請求を却下することはできないとした裁判例が掲載されています。 また、今回の改訂では、このような裁判例が存在し、出訴期間中の再審請求が認められる可能性もあることを踏まえ、70-00の再審請求期間にあった「出訴期間中の再審請求はできないことに留意」との記載が削除されています。さらに78-00には、同じ取扱いに関する裁判例が追加されています。 このため、70-00の4. (1)アを起点として確認した場合には、「確定審決又は確定取消決定に対するものではないとき」という一般的な却下事由と、今回78-00に追加される、再審請求時の未確定という瑕疵がその後の確定によって治癒され得る裁判例との関係を追跡しにくい状態が残るように思われます。 なお、本意見は、70-00と78-00の記載が法的に矛盾していると指摘するものではありません。また、78-00に当該裁判例が掲載されているかどうか、又は個別の再審事件において担当者が裁判例を確認して適切に判断できるかどうかを問題としているものでもありません。 確認を求めるのは、70-00の一般的な却下事由を起点として確認した場合に、再審請求時に対象審決等が未確定であった場合の取扱いについて、78-00の該当事例との関係を審判便覧上で識別し、追跡できる状態となっているかという点です。 この点は、70-00の4. (1)ア、78-00の上記裁判例及び今回の「主な改訂事項」における70章・78章の改訂理由を照合することで確認できるものと考えます。これらを確認した結果、70-00から既に上記取扱いとの関係を識別して78-00の該当事例へ到達できる記載又は参照関係が存在する場合には、その箇所を確認できれば、本意見が指摘する接続上の問題は生じていないものと考えます。 そのような接続を確認できない場合には、今回の改訂において、70-00の4. (1)アの末尾又はその直後の関連箇所など、同項を確認する際に自然に参照できる位置から、再審請求時に対象となる審決等が未確定であった場合の取扱いについて、78-00の該当事例を確認できることを示す記載を設けることを検討していただきたいです。 求めるのは特定の文言又は配置そのものではなく、70-00の4. (1)アを起点として確認した場合に、再審請求時に対象審決等が未確定であった場合には、78-00の該当事例との関係を識別し、確認できる状態とすることです。 したがって、本意見への対応としては、既存の改訂案ですでにこの状態が成立していることを確認できる場合、又は今回の改訂によってこの状態が成立すれば、本意見の趣旨は満たされます。 なお、本意見は、再審制度の要件を変更すること、確定性の判断時点について新たな一般基準を設けること、上記裁判例の射程を拡張すること、又は個別事件について新たな確認手続を設けることを求めるものではありません。今回改訂される70-00と78-00の間で、既に掲載される一般的な却下事由と裁判例との関係を追跡可能にすることのみを求めるものです。	ご指摘を踏まえ、記載を修正しました。

2	35-01	3.	新たな証人喚問として「ウェブ会議」が新設されたが、昨今 AI 技術の進展により デジタル捏造が容易になってしまった為、通信によって得られる情報の信憑性が 著しく低下している。 裁判の証人も然りではないか？ 遠隔で証言をする場合、本人である事の確認、AI 生成物でない事の確認などの手順を、儲けるべきだ。	特許庁HPで公開している「オンライン出頭について」の別紙「オンライン出頭の実施要領について」に記載のとおり、オンライン出頭の際には、所属、氏名及び通話先の確認、並びに、身分証明書の確認により本人確認を行っています。 (https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/general-koto/document/index/online-shuttou.pdf)
3	17-01 及び 23-00	一	商標の不使用取消審判において、審判請求された際、(ア)被請求人(商標権者)に対して、審判請求書の副本を送達し、答弁書提出期間を定めた上で、答弁書提出の機会を与えることになっている。 もともと、被請求人(商標権者)に出願時代理人が付いていたときだと、(イー1)出願時代理人に対し、代理意思を確認し、代理意思を示されると、代理人受任届等の提出を待ち、代理人受任届等を提出した代理人に対して、審判請求書の副本を送達し、答弁書提出の機会を与える運用になっている。 ところが、(イー2)出願時代理人が、代理意思を示しただけで、代理人受任届等の提出に時間を要した場合、事実上、答弁書提出期間が延長されるに等しくなる。 さらに、(イー3)出願時代理人が、代理意思を示したものの、代理人受任届等の提出が出来なかった場合(この場合は(ア)に進み)、事実上、答弁書提出期間が延長されるに等しくなる。 出願時代理人が、被請求人(商標権者)に対して、不使用取消審判が請求された旨を伝え、被請求人(商標権者)より内諾を得たので代理意思が示されたと推測されるのであり、そうであれば、代理意思が示された時点より、答弁書提出期間が進行するというのが衡平と考えられる。 被請求人(商標権者)は、(ア)審判請求書の副本送達により不使用取消審判が請求された旨を知るのか、また、(イ)出願時代理人から不使用取消審判が請求された旨を伝えられたことによりそれを知るのか、その違いにより、事実上、答弁書提出期間の短い・長いといった違いが出るのは、衡平ではなく、まして、(イー2・3)代理人受任届等の提出を遅滞・懈怠する方が証拠集めの時間が充実するというのは、おかしい運用と考えられる。	正式な代理人となる前の代理意思の確認段階では書面のやりとりを行うことができず、代理意思を確認したことの正式な日付を記録することができないことから、代理意思が示された時点を起点として答弁書の提出期間を設定することはできかねます。 代理人受任届提出の過度な遅延を防止できるよう、代理意思が示された場合には代理人受任届の速やかな提出を促すようにいたします。

4	—	—	今回の審判便覧の改訂案は、全体としては実情に合わせて必要と考えられる変更がされており、歓迎する。 なお、細部ではあるが下記の点についてご検討頂きたい。	改訂案への賛同の御意見として承りました。
33-05、 33-04	—	(1)33-05(口頭審理の順序)について 3頁「(7)証拠の扱い」の「必要があれば、書証証拠の原本の確認、証拠の成立の認否をさせる(→34-01)」との記載のうち、「証拠の成立」との表現は、証拠全般に成立が問題になるわけではないため、「文書の成立」ないし「文書及び電磁的記録の成立」の表現の方が好ましいと考える。なお、「電磁的記録の成立」に関しては、34-01(証拠提出に関する書類の点検と注意事項)の「10. 電磁的記録」の「(6)電磁的記録の成立を否認する場合における理由の明示」も参照されたい。 関連して、33-04(口頭審理調書の作成要領)の1頁(1)の最終段落(下から3行目)の「証拠の成立」についても、「文書の成立」ないし「文書及び電磁的記録の成立」の表現の方が好ましいと考える。 「文書の成立」については、口頭審理において実務上、ほぼ必ず、審判長から当事者に対し、「成立を争わないか否か」の確認がなされているように思われる。今回の改訂において、「電磁的記録の成立」についての確認は、如何されるのかご検討されたい。この点については、34-01(証拠提出に関する書類の点検と注意事項)の「10. 電磁的記録」の「(6)」の「相手方が電磁的記録の成立を否認する場合は、その理由を明らかにさせなければならない」との記載も参照されたい。	ご指摘を踏まえ、証拠(文書、準文書又は電磁的記録)の成立と記載を修正しました。 なお、口頭審理において、電磁的記録の成立については文書の成立と同様に確認いたします。	
34-01	10. (3)	(2)34-01(証拠提出に関する書類の点検と注意事項)について 「10. 電磁的記録」について、「(3)翻訳文の添付」の本文1行目「外国語で作成された電磁的記録」とあるが、「電磁的記録」自体が「外国語」で作成されるわけではないため、表現としてやや違和感がある。たとえば、「記録された情報の内容が外国語である電磁的記録」との表現が好ましいと考える。2行目から3行目の「電磁的記録に記録された情報の内容の訳文」との表現に合わせた表現である。	電磁的記録に記載された情報の内容に係る証拠調べは、特許法施行規則61条の14で準用する同61条1項の規定に基づいて行われます。 準用先の条文の文言である「外国語で作成された文書」に対応する文言とするため、現状の記載のままとさせていただきます。	
58-01	3. (7)	(3)58-01(判定の手続) 5頁の3行目以下「証拠として提出する文書又は電磁的記録が外国語で作成されたものであるとき」との表現は、「文書」については問題ないものの、「電磁的記録が外国語で作成された」との表現は、「電磁的記録」自体が「外国語」で作成されるわけではないので、違和感がある。「電磁的記録に記録された情報の内容」ないし「電磁的記録に記載された文書」が好ましいと考える。なお、民事訴訟法規則159条の2などで、「電磁的記録に記載された情報の内容」との表現が用いられている。	電磁的記録に記載された情報の内容に係る証拠調べは、特許法施行規則61条の14で準用する同61条1項の規定に基づいて行われます。 準用先の条文の文言である「外国語で作成された文書」に対応する文言とするため、現状の記載のままとさせていただきます。	

5	—	—	標記の意見募集(「審判便覧」改訂案)について、減税派および日本人ファーストの立場から、是々非々で以下のとおり意見を提出します。 ### 1. 改訂案の基本的方向性に対する評価(是とする点) 民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和4年法律第48号)および不正競争防止法等の一部を改正する法律(令和5年法律第51号)の施行に伴い、審判便覧を改訂し、審判部内の法令解釈の統一を図り、公正かつ的確な審決・決定を確保する趣旨は妥当です。 特に、文書一般、送達、方式・補正、代理人、期間、口頭審理、証拠、無効審判、訂正審判、異議申立て、再審、訴訟関連などの章を現代の手續に合わせて整理する点は、手續の透明性・予測可能性を高め、当事者(特に日本企業・発明者)の負担軽減につながる可能性があります。オンライン化や秘密保持関連の明確化が進めば、行政コストの抑制にも寄与し、減税の観点からも評価できます。これらの基本方向性は支持します。	改訂案の基本方針への賛同の御意見として承りました。
	—	—	### 2. 減税派・日本人ファーストの立場からの指摘と追加提案(非とする点・改善提案) 一方で、改訂が単なる法令追従に止まり、日本国民・日本企業の利益を最優先にしない場合、知的財産制度の本旨を損ない、結果的に行政コスト増・税負担増を招く恐れがあります。以下を強く求めます。 #### (1) 手續の簡素化・迅速化による行政コスト削減(減税の観点) 改訂により手續が複雑化したり、証拠調べ・審尋・代理人関連の運用が過度に厳格化すれば、審判官の負担増・処理遅延・手数料負担増を招き、特許庁の運営経費を押し上げます。減税派として、無駄な手續を徹底排除し、電子化を最大限活用して処理期間の短縮と人件費等の削減を図るよう、便覧全体で明確化すべきです。特に、方式審査や送達、期間計算などで、日本国内当事者向けの簡易手續を優先し、国際的な複雑事例に過度に資源を割かない運用を求めます。	今回の改訂案についての具体的な問題の指摘ではなく、今後の運用検討にあたっての御意見として承りました。

23、34、35、51、66、67	—	#### (2) 日本人・日本企業優先の運用明確化(日本人ファースト) 知的財産は日本の技術力と経済安全保障の基盤です。外国人・外国企業による濫訴的な無効審判請求、異議申立て、証拠提出の乱用を抑制し、日本の発明者・企業の権利を迅速・確実に保護する姿勢を便覧に明示してください。 － 代理人関連(23章)：外国代理人や外国資本の関与が強い事案では、日本国内代理人の優先・厳格な資格確認を強化。 － 証拠一般・証拠調べ(34・35章)：外国からの証拠提出について、真正性・翻訳負担を日本側に過度に課さないよう配慮し、日本側当事者の負担を軽減。 － 無効審判・異議申立て(51・66・67章)：一事不再理や請求の濫用防止を厳格に適用し、日本企業が不当に疲弊させられる事例を抑制。 － 営業秘密関連：不正競争防止法改正を踏まえ、日本企業の技術・営業秘密保護を最優先に運用。 外国人による権利濫用や技術流出リスクを踏まえ、「日本国民の利益を第一とする」原則を前文や関連章に盛り込むことを求めます。	審判便覧は法令に基づかなければなりません。当事者の国籍で対応を異ならしめる根拠が法令にない以上、ご要望の運用を行うことはできません。
—	—	#### (3) その他の留意点 送達・期間・口頭審理などで、日本国内の中小企業・個人発明者が不利にならないよう、通知の確実性・理解しやすさを重視してください。また、改訂後の運用が手数料値上げや追加コストを生まないよう、財政影響を十分検証することを要望します。	今回の改訂案についての具体的な問題の指摘ではなく、今後の運用検討にあたっての御意見として承りました。
—	—	### 3. 総合的な意見(是々非々のまとめ) 法令改正に合わせた便覧改訂という「是」の部分は支持します。統一的・公正な運用は必要です。しかし、減税と日本人ファーストの観点を欠いたままでは、手続の複雑化や外国勢力への過度な配慮により、日本の知財力と国民負担が損なわれます。 改訂にあたっては、行政コストの最小化(減税)、日本国民・日本企業の権利保護の最優先(日本人ファースト)を明確に反映し、真に日本の技術・経済を守る審判実務の指針として完成させるよう強く要望します。寄せられた意見を十分に検討し、反映されることを期待します。	各御意見への回答は上述のとおりです。

—	—	2 意見の対象 令和8年8月付け『審判便覧』改訂案に対する意見募集の実施について」に示された改訂案。とりわけ01章、17章、23章、33章、34章、35章、51章、58章、80章および電磁的記録・ウェブ会議・オンライン送達に係る横断規定。 3 意見の趣旨 法改正への字面合わせには賛成しないわけではない。しかし今回のデジタル化は、中国製品と中国資本・中国人関係者が日本の審判手続へ入り込む通路を広げる改悪になり得る。便覧は次を明記すべきである。 (1)中国製品および中国に実質支配される権利・証拠・代理人を、経済安全保障上の高リスク対象として扱うこと。 (2)ウェブ会議・オンライン送達・電磁的記録を、国外(特に中国本土・香港)からの参加・提出の便宜に使わせないこと。 (3)外国人・外国法人、とくに中華人民共和国の法令・共産党組織の影響下にある者について、本人確認・所在確認・秘密保全を日本人当事者より厳格にすること。 (4)中小・個人の日本人権利者を、中国企業による無効審判・証拠合戦・期間徒過の罠から守ること。 審判は世界に開かれた郵便局ではない。日本の産業と技術を守る準司法手続である。	審判便覧は法令に基づかなければなりません。当事者の国籍で対応を異ならしめる根拠が法令にない以上、ご要望の運用を行うことはできません。
—	—	4 意見の理由 (1)なぜ中国製品と外国人を別扱いすべきか 中国は国家を挙げて知財を収集し、無効化し、模倣し、標準を奪う。製品そのものが安価であるだけでなく、無効審判・情報公開・証拠調べが、技術奪取の正規ルートになっている。ウェブ会議で「中国にいる証人」が画面に出る、電磁的記録が中国のクラウドを経由する、代理人だけ日本にいる—この三点が揃えば、審判廷は抜け穴である。 救国シンクタンクの立場は単純である。正論が通る日本をつくること、財産権を守ること、官僚の便宜より国民の生存を優先することである。中国製品と、それに紐づく外人当事者を「内外無差別」で遇するのは、無差別ではなく無防備である。条約上の内国民待遇があるとしても、本人確認、所在地、システム、閲覧、通訳、みなし到達の運用は、便覧で差別的に厳格化できる。そこを書け。	審判便覧は法令に基づかなければなりません。当事者の国籍で対応を異ならしめる根拠が法令にない以上、ご要望の運用を行うことはできません。
17	—	(2)17章(送達)——外国人と中国拠点へのみなし到達を武器にさせるな オンライン送達と一定日数後のみなし到達は、日本の中小には死刑宣告になり、中国企業には便利な攻撃手段になる。北京や深圳の担当者が通知を放置し、期間徒過で日本人の防御を潰す運用を許してはならない。 求める記載 ・在外者、外国法人、中国に本店・製造拠点・実質支配者を持つ当事者へのオンライン送達は原則禁止とし、書面送達を原則とすること。 ・みなし到達は日本人で届出済みの者に限り、中国拠点のメールアドレスには適用しないこと。 ・中国語のみの連絡先、中国国内の転送サービス、シェアードオフィス宛を「到達」と扱わないこと。 ・通知の発信記録、到達障害、再送付をすべて記録し、中国側の「届いていない」主張を安易に認めないこと。	審判便覧は法令に基づかなければなりません。当事者の国籍で対応を異ならしめる根拠が法令にない以上、ご要望の運用を行うことはできません。

23、33、35	—	(3)23章・33章・35章——外人のウェブ出席を原則不許可にせよ 改訂案はウェブ会議による口頭審理、通訳、証人尋問、検証を広げる。これは中国から日本の審判に「出張せずに介入する」制度である。 求める記載 ・当事者、法定代理人、証人、鑑定人、通訳が日本国外に所在する場合、ウェブ参加は原則不許可。例外は同盟国に所在し、日本の在外公館または特許庁が指定する場所からの出席に限ること。 ・中華人民共和国、その特別行政区、および同国の影響下にある第三国からのウェブ出席は、例外なく認めないこと。 ・外国人証人は旅券・在留カードの原本確認を審判廷で行い、画面越しの顔出しだけでは足りないこと。 ・中国製品の構造・製法・入手経緯に関する検証をウェブで行わないこと。現物は日本国内に搬入し、中国側の撮影・遠隔操作を禁ずること。 ・通訳は日本在住の日本語能力を持つ者に限り、中国側が用意した通訳を使わないこと。 ・通信切断、画面外の第三者、資料の差し出しは直ちに期日を打ち切り、再招集は日本国内とすること。 「外人排除」とは、人種の罵倒ではない。主権国家が自国の審判廷を、敵対的な情報収集のスタジオにしない、という最低限の措置である。	審判便覧は法令に基づかなければなりません。当事者の国籍で対応を異ならしめる根拠が法令にない以上、ご要望の運用を行うことはできません。
01、34	—	(4)01章・34章——中国製品の電磁的記録を証拠として安易に受けるな 電磁的記録は複製が容易である。中国製品の分解写真、社内文書、実験データ、チャット履歴が「証拠」として流れ込めば、閲覧と謄写の段階で日本企業の営業秘密と交換される。 求める記載 ・中国で作成され、または中国のサーバを経由した電磁的記録は、作成過程・改ざん可能性・国家情報法の適用を審理事項とすること。 ・ハッシュ値等による同一性確認を必須とし、「原本と謄本の区別がない」で済ませないこと。 ・中国製品に係る営業秘密の申出があっても、日本側権利者の防御に必要な範囲を超えて中国側へ開示しないこと。 ・第三者閲覧で中国法人・中国籍個人・その代理人への謄写を、機微技術事件では原則拒否すること。 ・証拠説明書に、製品の原産地、製造者、実質支配者、データの保管地を必須記載とすること。 中国製品を「安くて便利な証拠物」として扱うな。それは多くの場合、国家の延長である。	審判便覧は法令に基づかなければなりません。当事者の国籍で対応を異ならしめる根拠が法令にない以上、ご要望の運用を行うことはできません。

51	—	(5)51章その他——中国企業による無効審判を迅速処理の犠牲にするな 無効審判は、日本企業が時間と金を消耗し、中国製品が市場に残るための手続になりやすい。デジタル化による「効率化」が、請求人である中国企業の連打を助けるなら本末転倒である。 求める記載 ・請求人または被請求人の実質支配者が中国にある事件は、ウェブ期日を使わず、日本国内の口頭審理を原則とすること。 ・職権進行・期間短縮・調書簡略化を、中国側請求人に有利に使わないこと。 ・判定・鑑定嘱託・訴訟章でも、裁判所と特許庁の間で機微技術と外国関与を共有する留意を書くこと。 ・日本の中小が中国製品の無効を請求する場合には、オンラインの負担を減らし、書面と国内期日を保障すること。日本人を守るためのデジタル化であって、中国企業の訴訟工業化を助けるデジタル化ではない。	審判便覧は法令に基づかなければなりません。当事者の国籍で対応を異ならしめる根拠が法令にない以上、ご要望の運用を行うことはできません。
—	—	(6)便覧に書くべき原則文(追加を求める) 各章の冒頭または00章相当の運用方針として、次を置け。 「審判手続のデジタル化は、日本国の産業競争力、経済安全保障及び日本人権利者の防御権を害してはならない。中国その他、我が国の技術情報を国家として取得し得る体制下にある者・製品・証拠については、送達、期日、証拠調べ及び閲覧を厳格に制限する。」 内外無差別を呪文のように唱えるのは官僚の怠惰である。相手は無差別ではない。	審判便覧は法令に基づかなければなりません。当事者の国籍で対応を異ならしめる根拠が法令にない以上、ご要望の運用を行うことはできません。
—	—	5 結論 改訂案がこのまま施行されれば、中国製品と外人当事者は画面と電磁的記録ごしに日本の審判を安く使う。日本人の中小と個人は、みなし到達と期日の見落として負ける。それは近代化ではない。 次を本文に書け。書けないなら改訂を止めて条文対応の最小訂正に戻せ。 ・中国拠点・中国製品・中国実質支配事件のウェブ参加禁止 ・外国人の本人確認と国内出頭原則 ・オンライン送達のみなし到達を在外・中国側に使わせないこと ・中国経由の電磁的記録の真正性と閲覧制限 ・日本人権利者の防御を第一とする運用 以上がなければ、この便覧改訂は中国と外国人のための手引きである。日本の審判部の文書であってはならない。	各御意見への回答は上述のとおりです。

※上記の他、審判便覧の改訂内容に関わりのない御意見が1件寄せられましたが、当該御意見に対する回答は差し控えさせていただきます。